

「くまなびの日」実施要項

- 1 名 称 「くまなびの日」
- 2 対 象 本校生徒
- 3 趣 旨 教育の出発点である家庭において、子ども一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子どもと家族と一緒に休める環境を整備する。
- 4 内 容 子どもが、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（出席停止扱い）。
- 5 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能）
ただし、残日数を翌年度に繰り越すことはできない。
- 6 手 続
 - （1）取得可能日であるか、事前に担任に相談する。
 - （2）取得届をホームページよりダウンロード、または、担任より用紙を受け取り記入する。
 - （3）取得日の7日前までに担任へ提出する。
- 7 補 習 その日の学習内容は自習で対応する。
- 8 その他
 - （1）取得届については、本校ホームページへ掲載する。なお、新入生については、紙媒体により保護者向け案内文書も併せて配付する。
 - （2）「くまなびの日」取得後の実績の報告は求めないこととする。
 - （3）定期考査や学校行事（儀式的行事や始業式・終業式等を含む）の期間は取得することができない。取得可能日か事前に学校に確認すること。
 - （4）「保護者等」とは、原則として保護者及び保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹とする。（これ以外は個別に判断する場合もあり得る。）